

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年8月28日 |
| 【会社名】 | 株式会社ニイタカ |
| 【英訳名】 | Niitaka Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 森田 千里雄 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市淀川区新高一丁目8番10号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森田千里雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、財務報告に係る虚偽の記載リスクの発生可能性や影響を低減するものであり、リスクを排除できるものではありません。また、担当者の不注意、複数の者による共謀などにより、有効に機能しなくなる場合があります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年5月31日を基準日として行いました。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準である企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」（以下、「基準」）に準拠いたしました。

1．全社的な内部統制

全社的な内部統制（社員全員の意識や行動に影響を与える環境、統制を社員全員に徹底するためのルールなど、会社全体に重要な影響を及ぼす内部統制）は、基準に示された「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」を参考にして財務報告の信頼性を確保するために有効な環境やルールが整備され適切に運用されているか否かを評価する項目を決定し、その項目について期末時点でアンケート、ヒアリング、実際の資料の調査によって確認しました。その結果、全社的な内部統制は有効であると評価いたしました。

2．業務プロセスに係る内部統制

(1) 評価範囲

基準に従い、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制（日常業務において、不正や誤りを防止または発見する内部統制）の評価範囲を選定いたしました。

重要な事業拠点の選定

全社的な内部統制を評価した結果重要な欠陥が認められなければ、売上高の金額が高い拠点から合算していき、事業年度の売上高の概ね2 / 3に達している拠点を重要な事業拠点として選定することといたしました。全社的な内部統制の評価が有効であると判断した結果、本社と東京営業部の2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

評価対象とした業務プロセス

財務報告への影響を勘案して金額的及び質的に重要性の大きいプロセスの検討を行った結果、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

(2) 評価手続

虚偽記載が発生するリスクを低減する統制上の要点の識別

評価対象とした業務プロセスについて、不正や誤りにより虚偽記載が発生するリスクを洗い出した上で、確認作業や承認行為、ITによる業務処理など、リスクを低減するために行っている内部統制を識別いたしました。

内部統制の整備状況及び運用状況の評価

業務プロセスに係る内部統制について、虚偽記載が発生するリスクを十分に低減できるものとなっているか、適切に運用されているかを関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を通じて確認いたしました。その結果、期末時点で業務プロセスに係る内部統制が有効であると評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると評価いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

